

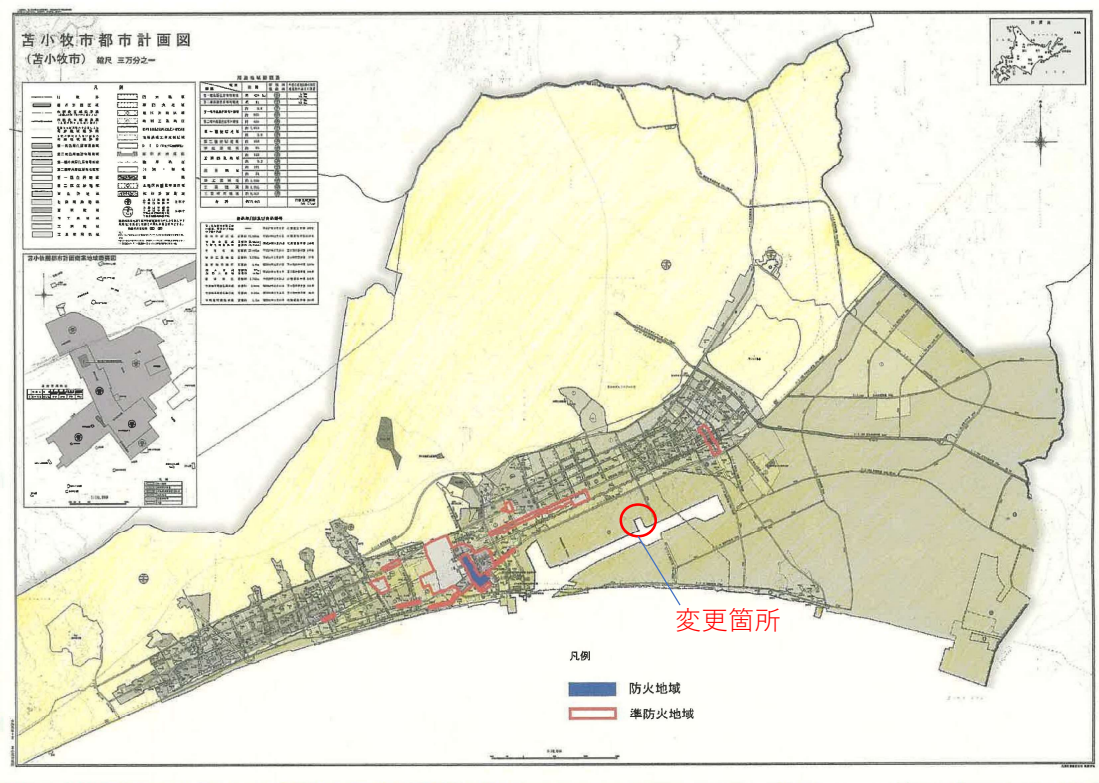
第114回 苫小牧市都市計画審議会
審議事項(3) 【諮問3】 建築基準法第22条の規定による区域の指定について

1 建築基準法第22条指定区域とは

○建築基準法第22条第1項の規定により指定した区域で、建築物の屋根や外壁に一定の防火性能を確保させ、市街地の建築物の火災による延焼等の防止を図る区域です。

2 指定の考え方

○本市では、防火地域及び準防火地域を除く都市計画区域(市街化区域+市街化調整区域)全域を指定しています。



3 変更理由

○苫小牧圏都市計画区域区分の変更に伴い、建築基準法第22条指定区域を変更します。

苫小牧市都市計画区域内における建築基準法第22条区域

種 類	面積 (ha)			備考
	現状	変更 (案)	増減	
都市計画区域	約 37,493	約 37,501	+8.5	
建築基準法 第22条区域	約 37,066	約 37,074	+8.5	
防火地域	約 33	約 33	—	
準防火地域	約 394	約 394	—	

※全体の端数処理により少数以外切り捨て